

# 個人情報取扱特記事項

(請負工専用)

(平成28年1月)

令和3年3月1日 改正

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市水道事業管理者(以下「発注者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「請負人」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 請負人は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 請負人は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、発注者に通知しなければならない。

3 請負人は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 請負人は、工事に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について発注者に報告しなければならない。

5 請負人は、第2項及び第3項に定める請負人の安全対策及び管理責任体制に関し、発注者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について発注者と請負人とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 請負人は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 請負人は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 請負人は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 請負人は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって発注者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、請負人の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 請負人は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は請負人が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再請負の禁止等)

第8条 請負人は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 請負人は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「下請負人」という。)に取り扱わせる場合には、下請負人の当該事務に関する行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。

3 請負人は、個人情報を取り扱う事務を下請負人に委託し、又は請け負わせる場合には、請負人及び下請負人がこの規定を遵守するために必要な事項並びに発注者が指示する事項について、下請負人と約定しなければならない。

4 請負人は、前項の約定において、発注者の提供した個人情報並びに請負人及び下請負人がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に下請負人に委託し、又は請け負わせるなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 請負人は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は請負人が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 発注者は、工事請負契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、請負人に対し、個人情報の管理状況及び工事の施行状況について、報告を求めることができる。

2 発注者は、工事請負契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び工事の施行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、請負人の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 請負人は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 請負人は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市水道事業管理者に提出しなければならない。

2 請負人は、個人情報を取り扱う事務を下請負人に委託し、又は請け負わせる場合には、下請負人に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を請負人に提出させなければならない。

3 前項の場合において、請負人は、下請負人から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市水道事業管理者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために請負人又は下請負人が取り扱う個人情報について、請負人又は下請負人の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。